

# あすなろ通信

001号

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！！

発行者：あすなろ相続支援センター  
発行日：平成31年1月20日  
〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5  
☎フリーダイヤル：0800-200-6200  
E-mail：info@asunarosouzoku.com  
HP：http://asunarosouzoku.com

## 法定相続人ってだれのこと??

### 法定相続人とは??

法定相続人（ほうていそうそくにん）とは、法律（民法）で定められた相続人という意味です。

一般的に相続人と言えば、実際に相続する人のことを意味することが多いです。  
しかし、法定相続人とは、実際に遺産を相続するかわからないかわからず、「被相続人（亡くなった方）の遺産を受け取る権利のある人」のことを意味します。

たとえば、亡くなった方が遺言書等を残されていなかった場合には、法定相続人全員で遺産の分割協議を行い、何を、誰が、どれだけの割合で相続するのかを決めなければなりません。

また相続税の申告が必要になる場合には、基礎控除を計算するために法定相続人の人数を確定する必要があります。

基礎控除の計算方法

基礎控除 = 3,000万円 + (法定相続人の人数 × 600万円)

### 法定相続人は誰になるの??

法定相続人には、第1順位から第3順位まで、順位が決まっています。

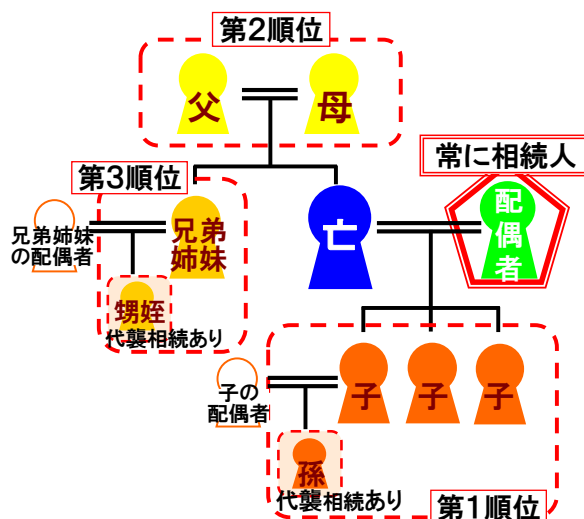
まず、亡くなった方（被相続人）の**配偶者の方は必ず法定相続人**になります。

第1順位…子（子が故人の場合は孫。孫も故人の場合はひ孫）  
養子も実子と同じ相続分を有します。

第2順位…第1順位がない場合、父母。  
父母が故人の場合は祖父母。

第3順位…第1.2順位ともない場合、兄弟姉妹。

上順位から順に相続人となり、順位が上の相続人がある場合、下位の人は相続人にはなれません。子と兄弟姉妹が亡くなっている場合、その孫や甥姪が相続人（代襲相続人）となります。



※2018.12現在 2019年以降法律の改正があった際は変更になります。

## セミナーが開催されました。

11月7日、南ふれあいセンターにて「相続手続きのウソ?ホント?」のセミナーが開催しました。〇×クイズ形式で、知っているようで知らない相続のことをお話しさせていただきました。当日は、40代から80代まで、多くのご参加をいただき満員御礼でした。  
参加者の方からは、「なぜ?と思っていたことが、わかりやすい説明で納得できた。」「もっと掘り下げた話も聞きたかった。」とのご意見をいただきました。  
今後も、相続について身近に感じていただけるよう、セミナーを開催してまいりたいと思います。

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

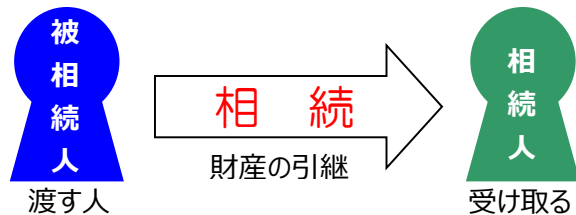


次回のセミナーは  
2019.3.25（月）「相続の基礎の基礎」です。

# 相続って、期限があるの??

## 期限が決まっているものと、決まっていないものがあります。

「相続」とは、ある人が死亡したときに、死亡された人の財産を配偶者や子などの親族が**財産を引き継ぐこと**を言います。財産の分与や名義変更の意味で使われています。



名義変更・登記変更は、期日が決まっています。しかし、そのままにしておくと、後々不都合が出てきます。たとえば、被相続人のままですと売ったり処分したりすることができません。また、そのままにしておくと、相続人が亡くなり、相続人が増え、相続登記が困難になることが考えられます。

以下は期限が決まっている事項です。

| 期 限            |                          | 事 項               |
|----------------|--------------------------|-------------------|
| 決まっていない        |                          | 名義変更<br>登記変更      |
| 決まっ<br>てい<br>る | 相続を知った日から<br>3ヶ月以内       | ①相続放棄の手続き         |
|                | 相続が起きた日から<br>4ヶ月以内       | ②準確定申告            |
|                | 相続が起きた日から<br>10ヶ月以内      | ③相続税の申告<br>納税の手続き |
|                | 相続の侵害を<br>知った日から<br>1年以内 | ④遺留分請求の行使         |

### ①相続放棄

負の遺産を引き継ぎたくない場合、3ヶ月以内に家庭裁判所で「相続放棄」被相続人の財産を継承する権利のすべてを放棄する手続きを行います。これは、3ヶ月を過ぎると受理されません。

### ②準確定申告

確定申告をする必要のある方が年の途中で亡くなった場合、相続人が1月1日から亡くなった日までの所得税額を計算して、申告・納税をする必要があります。期限は亡くなったことを知った翌日4ヶ月以内です。

### ③相続税の申告・納税

相続人が複数いる場合は遺産分割協議を終え、相続税の申告と納税を10ヶ月以内に行わなければなりません。すべての相続に相続税がかかるわけではありません。H27年1月1日以降は、

基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) を超える場合に相続税が発生します。

### ④遺留分請求の行使

遺留分とは、一定の相続人に法定相続分の一部を保障する制度です。被相続人が別の相続人(A)に全財産を相続させる等と遺言を残していた場合でも、遺留分をもつ相続人(B)は、その相続人(A)に対して遺留分に相当する財産を取り戻す権利が認められています。これは遺言によって遺留分が侵害されたことを知った時から一年以内に相続人(B)から相続人(A)に内容証明郵便を郵送するのが一般的です。

相続の手続きは複雑で煩雑です。

期限があるものは延ばすことができません。

一日でも遅れると手続きができない場合や

延滞税が発生する場合があるので注意が必要です。

女性税理士による  
無料相談会 実施中!!

毎月 第1火曜日  
お1人様 60分 要予約  
場所 福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!  
☎ 086-261-2331

女性の専門家による相続手続き支援

あすなろ相続支援センター

〒702-8026

岡山市南区芳泉4丁目1-5 (福田税理士事務所内)

☎ 0800-200-6200

E-mail: info@asunarosouzoku.com

HP : http://asunarosouzoku.com

あすなろ相続

検索

